

## 水銀に関する県の取組（大気関係）の概要について

## 1 一般大気環境に係るモニタリング調査

## (1) 有害大気汚染物質モニタリング（平成9年度から継続）

平成26年度は、県内13地点においてモニタリングを実施した。その結果、すべての地点で指針値（40ngHg/m<sup>3</sup>）を下回っていた。

（添付1 有害大気汚染物質等環境調査結果（水銀及びその化合物）

「1 有害大気汚染物質モニタリング」）

## (2) 大気粉じん等環境調査（昭和58年度から継続）

平成26年度は、県内3地点において年4回調査を実施した。その結果、すべての地点で指針値（40ngHg/m<sup>3</sup>）を下回っていた。

（添付1 有害大気汚染物質等環境調査結果（水銀及びその化合物）

「2 大気粉じん等環境調査（石炭利用に伴う大気汚染物質実態調査）」）

## 2 改正法への対応

## (1) 「水銀排出施設」等に該当する可能性のある施設の把握（適宜）

ばい煙発生施設の届出から「水銀排出施設」等に該当する可能性のある施設の状況を把握した。

（添付2 水銀排出施設等に該当する可能性のある施設）

## (2) 国への情報提供（適宜）

国からの照会に基づき、県内のばい煙発生施設等の情報を適宜提供している。

有害大気汚染物質等環境調査結果（水銀及びその化合物）

1 有害大気汚染物質モニタリング

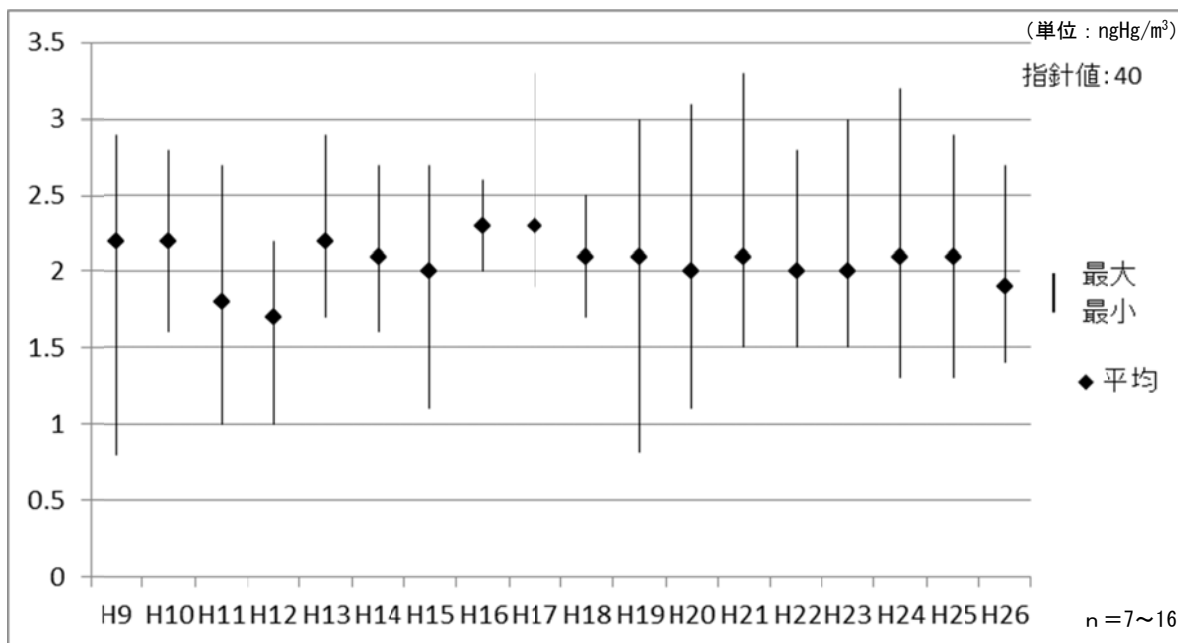


図 1 - 1 全調査地点、年平均値の最大・最小・平均値

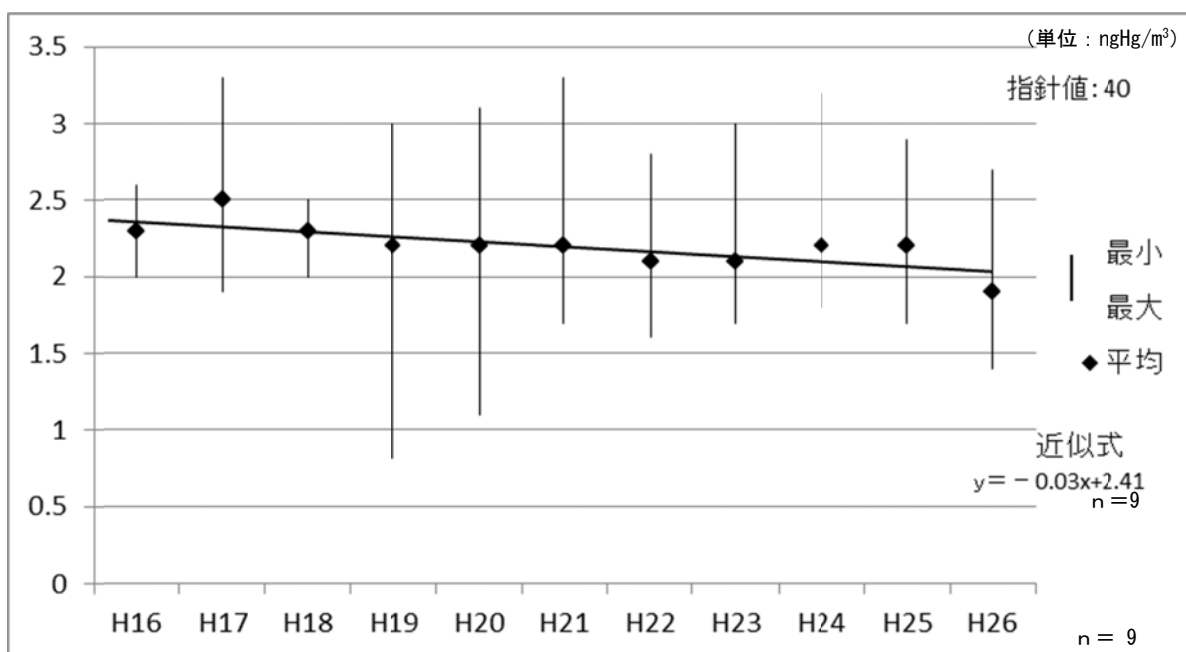


図 1 - 2 継続調査地点、年平均値の最大・最小・平均値

## 2 大気粉じん等環境調査（石炭利用に伴う大気汚染物質実態調査）

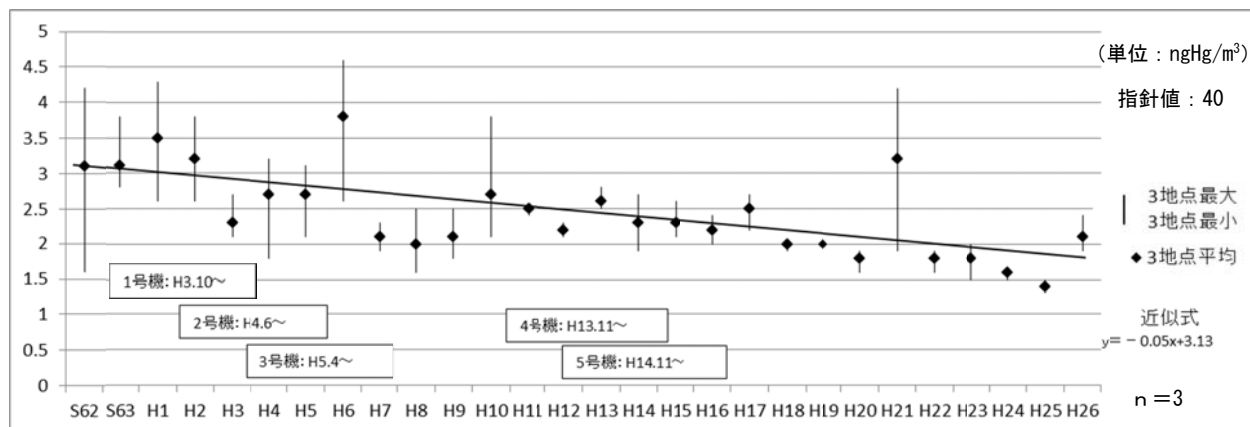


図2 年平均値の最大・最小・平均値

## 水銀排出施設等に該当する可能性のある施設

## 1 水銀排出施設（条約附属書Dに規定される発生源）に該当する可能性のある施設

石炭火力発電所（注1）	3事業所 7施設
産業用石炭燃焼ボイラー（注2）	5事業所 6施設
非鉄金属製造に用いられる精錬及びばい焼の工程（注3）	7事業所 25施設
廃棄物の焼却設備（注4）	109事業所 159施設
セメントクリンカーの製造設備（注5）	0事業所 0施設

注1) 「1項 ボイラー」のうち石炭火力発電所において使用されている施設

注2) 「1項 ボイラー」のうち燃料として石炭を使用する施設（注1の施設を除く。）

注3) 「5項 金属溶解炉」のうち非鉄金属製造の精錬及びばい焼に係る施設

「14項 銅、鉛、亜鉛の製造の用に供する各種炉」のうち精錬及びばい焼に係る施設

「24項 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉」のうち精錬及びばい焼に係る施設

注4) 「13項 廃棄物焼却炉」に該当する施設

注5) 「9項 窯業製品焼成炉」のうちセメント製造の用に供する施設

## 2 要排出抑制施設に該当する可能性のある施設

コークス炉（注6）	1事業所 7施設
焼結炉（注7）	1事業所 3施設
高炉（注8）	1事業所 2施設

注6) 「28項 コークス炉」に該当する施設

注7) 「3項 金属焙焼炉、焼結炉、煨焼炉」のうち鉄鋼製造施設に係る焼結炉

注8) 「4項 金属溶鋇炉」のうち鉄鋼製造施設に係る高炉

※ 両表には、愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く。）の事業場数及び施設数を記載した。

※※ 各注における「○項」とは、大気汚染防止法施行令 別表第1の項番号を指す。